

- ④ 加東市が実施する温室効果ガス排出量削減等の地球温暖化防止対策事業、電力使用状況調査等へのアンケート等に協力いただける方、および公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する『うちエコ診断』を受けられる方。
- ③ 申請者の属する世帯の全ての世帯員が、住民税など、市の債権に係る徴収金を滞納していないこと。
- ② 補助対象の設備を平成28年4月1日以降に契約し、自らが居住している加東市内の既存住宅(※1)に設置していること。
- ① 加東市に住民登録があること。

対象者
次の要件を全て満たす方
① 加東市に住民登録があること。
② 補助対象の設備を平成28年4月1日以降に契約し、自らが居住している加東市内の既存住宅(※1)に設置していること。
③ 申請者の属する世帯の全ての世帯員が、住民税など、市の債権に係る徴収金を滞納していないこと。
④ 加東市が実施する温室効果ガス排出量削減等の地球温暖化防止対策事業、電力使用状況調査等へのアンケート等に協力いただける方、および公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する『うちエコ診断』を受けられる方。

暮らし
住宅への省エネ設備設置を補助します
(加東市エコハウス設備設置補助)
加東市では、省エネ・蓄エネ・創エネの普及を促進するため、自らが居住する住宅に対象設備を導入した方に、費用の一部を補助します。

申請方法
申請書に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えて、生活環境課に提出してください。必要な書類は、生活環境課、および市ホームページでご確認いただけます。

申請期間
8月1日(水)～平成31年2月28日(木)

その他
交付金の額が、予定額に達した時点で申請の受付を終了します。受付状況は市ホームページに掲載します。

申請方法
申請書に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えて、生活環境課に提出してください。必要な書類は、生活環境課、および市ホームページでご確認いただけます。

○ 市内の事業者(※2)と契約・施工した場合、補助金の交付額が2倍になります。ただし、施工額を交付金の上限とします。

○ 市内の事業者：工事請負契約書等と領収書にある事業者の所在地が市内である事業者。

○ 同じ項目に含まれる対象設備への補助は、一戸の住宅につき1回限りとし、複数世帯住宅は一戸とみなします。

問 市民協働部生活環境課 (庁舎1階) 担当：今岡良介 ☎43・0502

対象設備と交付額

対象設備の項目	交付額等	
【A. 窓・ガラス】 ①内窓設置 ②外窓交換 ③ガラス交換	①～③いずれかの設置に係る費用の1/4 (上限2万5千円)	
【B. 太陽熱利用システム】 ④自然循環型 ⑤強制循環型	自然循環型2万円・強制循環型4万円	
【C. 高効率給湯器】	⑥家庭用ヒートポンプ給湯器(エコキュート等)	5万円
	⑦潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ等)	3万円
	⑧潜熱回収型石油給湯器(エコフィール等)	3万円
	⑨燃料電池式コージェネレーション(エネファーム等)	10万円
⑩ガスエンジンコージェネレーション(エコウィル等)	5万円	
【D. 蓄電池】 ○定置用リチウムイオン蓄電池	10万円	

7月15日(日)～7月24日(火)

夏の交通事故防止運動期間

交通事故防止の徹底を図るために、次の運動に取り組みます。

運動重点

- ① 子供と高齢者の交通安全
- ② 自転車の交通安全
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

問 総務財政部防災課(庁舎4階) 担当：板谷昌宏 ☎43-0402

7月29日(日) 8時30分～12時
マイナンバーカード申請・受取休日窓口

マイナンバーカードの交付を申請をされる方を対象に、証明写真の撮影や書類作成のお手伝いをします。また、申請手続をされ、受取案内ハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)が届いた方のために、カード受取窓口も開設いたしますので、ぜひご利用ください。

窓口開設場所
市民協働部市民課

ご持参いただくもの
カードの交付を申請する方

- ① 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
- ② 印鑑(スタンプ印不可)
- ③ 本人確認書類
- 1点でよいもの

公的機関が発行した顔写真付の書類(運転免許証、住民基本台帳カード、旅券など)

● 2点必要なもの

公的機関が発行した顔写真が付いていない書類(健康保険証、年金手帳、介護保険証など)

カードを受け取る方

マイナンバーカードの受け取りには、上記①②③と、市民課からお送りしたハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)が必要です。

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、返納が必要となりますので、必ずご持参ください。

問 市民協働部市民課(庁舎1階) 担当：大久保めぐみ ☎43-0390

コンピューターのメンテナンスのため、7月14日(土)は、6時30分から23時までの間、コンビニ等での証明書交付サービスがご利用いただけません。

7月は上下水道料金の滞納整理強化月間
滞納はさせない! 許さない!
集中訪問徴収で滞納整理を強化します!



▲給水停止処分

給水を停止しても、料金の納付がない場合は、財産調査を実施し、給与や預金などの財産を差し押さえます。

失業や病気など予期しない事情により、一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せずにご相談ください。やむを得ない事情と市が判断した場合に限り、納付誓約による分割納付などの猶予措置をとる場合があります。



▲差押調査書

上下水道利用者負担の公平性を保つため、7月、12月、2月、3月を滞納整理強化月間とし、一斉訪問徴収を実施します。期間中は滞納者宅を訪問し、滞納料金の回収と納期内納付の厳守・自主納付についての指導を徹底します。督促にも関わらず、料金の納付がない滞納者には『給水停止処分』を執行します。給水停止処分は、滞納額全額を納付しない限り解除しません。給水停止処分により、いかなる損害が生じても、加東市は一切の責任を負いません。

問 上下水道部管理課(庁舎3階) 担当：北島恭子 ☎43-0533

便利! な情報

総合口座

総合口座は普通預金口座と定期預金口座の2種類の口座が一つになった便利な口座です。普通預金の残高が不足しても、総合口座にある定期預金等を担保に、自動的に不足額が融資されるものです。公共料金の自動支払いなどで、短期間の残高不足が生じた場合に便利です。※借りている期間・金額に応じて利息が発生する場合があります。

引越しをされる方は水道使用者変更の届け出が必要です。

退居の日までに、閉栓の届け出が必要です。届け出をしないと、次期契約者が使用した分の上下水道料金まで請求することがあります。退居の際は、使用料金を現地で精算します。一戸建て・集合住宅などで届け出方法に違いがありますので、引越しをされる方は、事前に水道お客さまセンターにお問い合わせください。

問 上下水道部管理課 水道お客さまセンター(庁舎3階) ☎43-0538



カヌー・サップ体験イベント 参加者募集

東条湖の風を感じながら、カヌーやサップ(手漕ぎサーフィン)を楽しんでみませんか。

開催日時 8月18日(土)

- 第1部 8時～
- 第2部 12時30分～

※荒天の場合は19日(日)に延期。19日も荒天の場合は中止。

開催場所 東条湖(加東市黒谷25番地 東条湖BIGBITE)

募集対象 ○第1部 小学校3年生から6年生まで(参加費:1,000円)
○第2部 中学生以上(参加費:2,000円)

定員 各部ともカヌー25人・サップ5人(申込多数の場合は抽選)
申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・ファックスまたは電子メールで商工観光課へお申し込みください。申込書は商工観光課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申込締切 7月31日(火)

問 産業振興部商工観光課(庁舎3階) 担当：藤原武
〒673-1493 加東市社50番地 産業振興部商工観光課
☎43-0531 FAX43-0530 ✉kanko@city.kato.lg.jp



平池公園夏のフェスティバル



開催日時 7月15日(日) 17時30分～

※雨天の場合は、16日(月)に延期

会場 平池公園とその周辺

内容 ステージイベント
総踊り
打ち上げ花火

問 加東市平池公園夏のフェスティバル実行委員会
(事務局:株式会社ウイングジャパン)
☎0795-38-7232